

小児(5歳以上11歳以下)に対する新型コロナウイルスワクチン 3回目接種の実施について

令和4年9月6日付け「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部改正により、小児(5歳以上11歳以下)に対する新型コロナウイルスワクチン3回目接種の実施が決定された。

これを受けて、「中野区新型コロナウイルスワクチン小児追加接種実施計画」(以下「小児追加接種計画」という。)を策定したので報告する。

記

1 小児追加接種計画

詳細は別添のとおり

(1) 接種対象者

初回接種(小児)を完了した5歳以上11歳以下の者

(2) 接種間隔

初回接種(小児)の完了から5か月以上経過していること

(3) 使用するワクチン

ファイザー社製ワクチン(5歳以上11歳以下用)

(4) 接種開始日

令和4年9月16日

(5) 接種体制

ア 想定接種対象者数

約2,370人(令和4年9月6日時点)

イ 接種実施場所

区内30以上の医療機関で実施。1週間当たり最大800回程度の接種体制を整える。

(6) 相談・予約体制

ア コールセンター

フリーダイヤルで、対象者の増減に合わせて回線数を設定する。土日祝日を含む毎日、午前9時から午後7時に受け付ける。

イ 予約方法

① 個別接種（一部を除く）

- ・コールセンターから電話予約（係員が区予約システムに代行入力）
- ・WEB上の区予約システムから予約

② 個別接種の一部医療機関

- ・各医療機関の予約方法に従い予約

2 公的関与の規定の適用

これまで小児（5歳以上11歳以下）の者に対する新型コロナウイルスワクチン接種については、オミクロン株に対するエビデンスが確定的でないことなどを踏まえ、予防接種法上の努力義務が適用されていなかったが、新型コロナウイルス感染症のまん延状況やワクチンの有効性、安全性に関する情報の蓄積を踏まえ、令和4年9月6日より努力義務が適用されることとなった。

中野区 新型コロナウイルスワクチン 小児追加接種実施計画

(令和4年9月6日付)

※ 本資料は、現時点の計画内容であり、今後、国の通知・事業検討・調整状況、ワクチンの供給量等により内容を変更する場合があります。

中野区健康福祉部
新型コロナウイルスワクチン接種担当
TEL：03-3382-2427

目 次

<u>1. 5歳以上11歳以下の小児に対する追加接種について（国説明）</u>	2
<u>2. 公的関与の規定の適用について（国説明）</u>	5
<u>3. 小児接種用ワクチンの概要</u>	9
<u>4. 小児用ワクチン接種体制の概要</u>	11
<u>5. 個別接種体制について</u>	15
<u>6. 予約方法について</u>	20
<u>7. 広報・相談体制について</u>	24

5歳以上11歳以下の小児に対する追加接種について（国説明）

5歳以上11歳以下の小児に対する追加接種について（国説明）

5～11歳の小児に対する追加接種について

（第36回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（令和4年9月2日）資料）

- わが国では、2022年2月より、5～11歳に対する新型コロナワクチンの初回接種を開始している。
- わが国における現在の流行状況として、オミクロン株の流行下においては、感染者数の増加に伴い、小児の感染者数も増加傾向にある。小児における重症例や死亡例の割合は低いものの、感染者数の増加に伴い重症者数は増加傾向にある。
また、国内の学会からの報告では、2022年7月以降の小児の重症・中等症の年齢別割合では5～11歳が約3割を占め、疾患としては急性脳症やけいれん等の神経合併症の割合が高かった。
- 有効性に関して、米国の報告によると、オミクロン株流行下において、5～15歳の小児への初回接種による発症予防効果は時間経過とともに逡減する一方、12～15歳への追加接種により、接種後2～6.5週経過後の発症予防効果が回復することが報告されている。
- 安全性に関して、米国において、3回目接種後の局所及び全身反応の頻度は、2回目接種と比較して有意差がなかったことが報告されている。また、我が国における5～11歳における初回接種後の報告状況から、現時点においては、ワクチンの接種体制に影響を与えるほどの重大な懸念はないとされている。
- わが国では、ファイザー社ワクチンの5～11歳の小児における追加接種について、臨床試験における免疫原性等の有効性及び有害事象等の発生頻度等の安全性に関する成績を踏まえ、8月30日に薬事承認された。
- 諸外国における5～11歳の小児に対する追加接種の取扱は、米国とイスラエルが全ての児に対して、ドイツがハイリスク児のみに対して推奨している一方で、その他の国では言及がないなど、国によって異なる。



今般、薬事承認されたファイザー社ワクチンによる5歳以上11歳以下に対する追加接種について有効性及び安全性に関する知見等を踏まえ、特例臨時接種に位置づけることとする。

小児追加接種の実施について（国通知）

令和4年9月6日付け、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」（令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知）の一部改正により、同日より小児3回目接種の実施が可能となった。

○対象者

1・2回接種を完了した5歳以上11歳以下の方

○接種間隔

1・2回目接種を完了し、5か月以上間隔を空けること

○使用するワクチン

ファイザー社製ワクチン（5歳以上11歳以下用）

○開始時期

令和4年9月6日～

公的関与の規定の適用について（国説明）

小児（5歳以上11歳以下）に対する公的関与の規定の適用について（国説明）

小児（5歳以上11歳以下）に対する公的関与の規定の適用について（前回と今回の比較） （第35回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（令和4年8月16日～）資料）

	2022年2月時点	2022年8月時点
① 新型コロナウイルス感染症のまん延の状況 （公衆衛生の見地）	<ul style="list-style-type: none"> ・小児の感染者数は増加傾向であり、これに伴い感染者数全体に占める割合も上昇してきている。報告日別のHER-SYSデータによれば、足元（2022年1月）では新規感染者全体のうち、4分の1以上が10代以下。 ・また、小児における中等症や重症例の割合は低いものの、中等症や重症例の症例数は増加傾向である。 ・小児のワクチン接種が進むことにより、同世代における重症例の発生が抑制されるのみでなく、中高年世代を含む人口全体における感染者数や重症者数を減少させる効果が期待される。 <p>※オミクロン株の出現以前の知見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・オミクロン株の流行下において、小児の感染者数は増加しており、感染者数に占める小児の割合は高い水準にある。新規感染者全体のうち、10代以下の小児が約3割を占めている。 ・小児における重症例や死亡例の割合は、高齢者等に比べれば低い。一方、感染者数の増加に伴って、重症者数は増加傾向にある。
② 予防接種の有効性及び安全性に関する情報その他の情報	<p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児におけるファイザー社ワクチンの発症予防効果については、90.7%と、高い有効性を示唆する報告がある。 ※オミクロン株の出現以前の知見。 ・小児における重症化予防効果に関するエビデンスは、現時点で確認されていない。 <p>安全性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2回目接種後約2か月の追跡期間において安全性が示されたとの報告があり、心筋炎等の副反応の報告頻度に関しては、報告により発熱等の頻度は異なるものの、12-15歳と比較して少ないと報告されている。 	<p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オミクロン株流行下における、小児に対するワクチンの発症予防効果としては、2-4週間後 60.1%、5-8週間後には28.9%であるとの報告がある。 ・オミクロン株流行下における入院予防効果について、2回接種後約60日までで約80%の有効性を認めるとの報告がある。 <p>安全性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国における安全性に係る大規模データベースの分析に基づく報告において、現時点で、安全上の懸念は検出されていないと報告されている。 ・我が国における副反応報告において、安全性に係る懸念はなかったと報告されている。
	<p>小児におけるオミクロン株の感染状況（感染者、重症化の動向）が未だ確定的でないことや、オミクロン株についてはエビデンスが必ずしも十分ではないことから、努力義務の規定は小児について適用しないこととした。</p>	<p>小児におけるオミクロン株の感染状況や、オミクロン株に対するエビデンスとして、発症予防効果については中等度の有効性を、また、入院予防効果については接種後2ヶ月間で約80%の有効性を有し、安全性に関する追加の情報が集積している。</p>

新型コロナウイルスワクチン接種に関する公的関与の規定の適用について（改正前）

■ … 接種勧奨（予防接種法第8条）：全ての接種対象者

■ … 努力義務（予防接種法第9条）：1～3回目は12歳以上、4回目は60歳以上

	1・2回目	3回目	4回目
60歳以上	■		
12～59歳	■		■ 18～59歳（※）
5～11歳	■	■ 接種対象外	

※ 4回目接種においては、60歳未満の者については、18歳以上であって、基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者を対象としており、当該範囲において、接種勧奨規定が適用されることとなる。

新型コロナウイルスワクチン接種に関する公的関与の規定の適用について（改正後9/6以降）

□ . . . 接種勧奨（予防接種法第8条）：全ての接種対象者

■ . . . 努力義務（予防接種法第9条）：1～3回目は5歳以上、4回目は60歳以上

	1・2回目	3回目	4回目			
60歳以上	■					
12～59歳				□		18～59歳（※）
5～11歳				□		接種対象外

※ 4回目接種においては、60歳未満の者については、18歳以上であって、基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者を対象としており、当該範囲において、接種勧奨規定が適用されることとなる。

小児接種用ワクチンの概要

小児接種用ワクチンの概要

ファイザー社製ワクチン（5歳以上11歳以下用）		
回数	初回	21日間隔で2回
	3回目	1回
希釈		1. 3mLで希釈
接種量		毎回0.2mL
1バイアルの単位		10回分
最小流通単位		10バイアル (100回接種分)
保管温度		-90℃ ~ -60℃ : 12か月 2℃ ~ 8℃ : 10週間
備考		<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷蔵庫で解凍する場合：冷蔵庫で10週間。使用前、室温で24時間（希釈後は12時間以内） ・ 室温で解凍する場合：24時間（希釈後は12時間以内）

小児用ワクチン接種体制の概要

小児用ワクチン接種体制の概要①

～ 想定条件 ～

- ▶ 人 口 **約1.4万人**(令和4年1月1日時点住民基本台帳に登録されている5～11歳)
- ▶ 対象人数 **約2,370人** (令和4年9月6日時点で1・2回目接種を完了している5～11歳)
- ▶ 想定接種率 **追加接種対象者の100.0%**
- ▶ 個別接種 **区内30以上の医療機関で実施** ※集団接種会場は設置しない
- ▶ 接種期間 **令和4年9月16日～**
- ▶ 予約方法 **個別接種：基本的に区予約システムまたはコールセンター**
※区予約システムを利用しない一部医療機関は直接問合せ

小児用ワクチン接種体制の概要②

～ 小児とその保護者が安心して、身近な医療機関で個別接種できる体制を確保 ～

- ▶ 小児の**個別接種**が受けられる区内30以上の医療機関は、区内全域に偏りなく分布しているため、身近な医療機関で追加接種が可能
- ▶ 小児の個別接種の医療機関では、令和4年4月～5月の実績から、1週間あたり約800回程度の予約枠の設定が可能。
- ▶ 基本的にコールセンターまたは区予約システムから予約できる体制を整える（一部の医療機関は個別の問合せが必要）
- ▶ ワクチンの管理・分配・移送については、12歳以上と同様に区で適切に管理・分配を行い、各個別医療機関まで確実に移送する体制を整える

小児用ワクチン追加接種スケジュール及び想定件数

令和4年 8月30日 小児追加接種ワクチンの薬事承認

9月13日 接種券等の発送

9月16日 個別接種開始

追加接種の想定件数等

3回目接種券発送月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
接種券発送件数	1,760件	180件	120件	220件	90件	—	—	2,370件
接種月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
対象者数	1,260人	500人	180人	120人	220人	90人	—	2,370人
個別医療機関 予約枠数(最大)	1,600枠	3,200枠	3,200枠	3,200枠	3,200枠	3,200枠	3,200枠	20,800枠

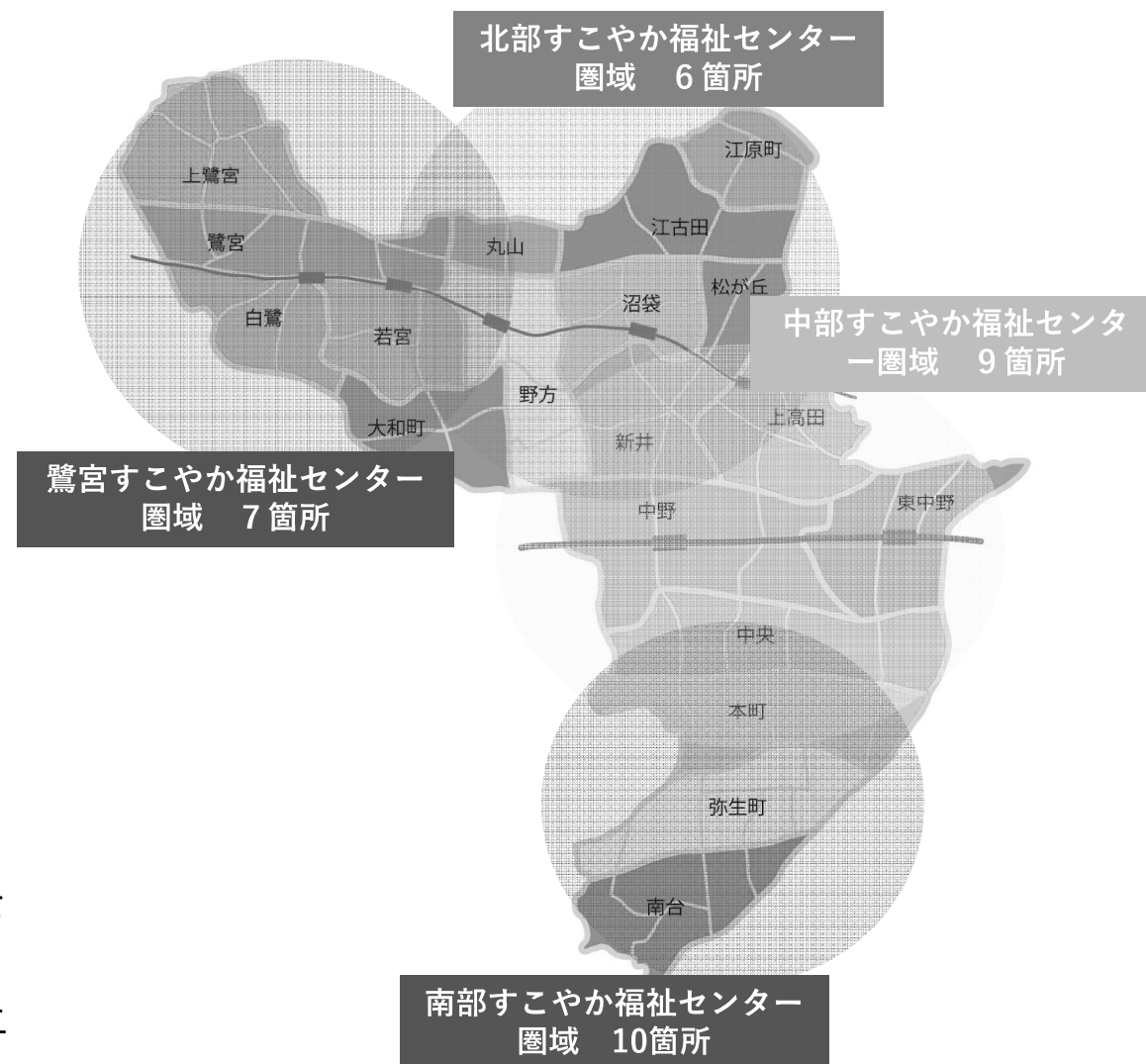
個別接種体制について

小児の個別接種体制の概要

～ 区内30以上の医療機関の協力
による身近な接種体制の確保 ～

小児の個別接種会場の分布

- ▶ 事前アンケートの結果により、個別接種全体で1週間あたり約800回程度の接種体制の確保が可能
- ▶ 各医療機関の負担軽減のため、ワクチンの管理・分配・移送作業は、原則として区が実施
- ▶ 予約受付等の負担軽減のため、基本的に区で設置するコールセンターまたは区予約システムで予約が可能（※一部医療機関は直接お問合せ）
- ▶ 一つの医療機関で複数種類のワクチンを接種する場合は、曜日・時間・場所などを区別するとともに、保管等においても複数者で確認を行い、間違い接種等を防止



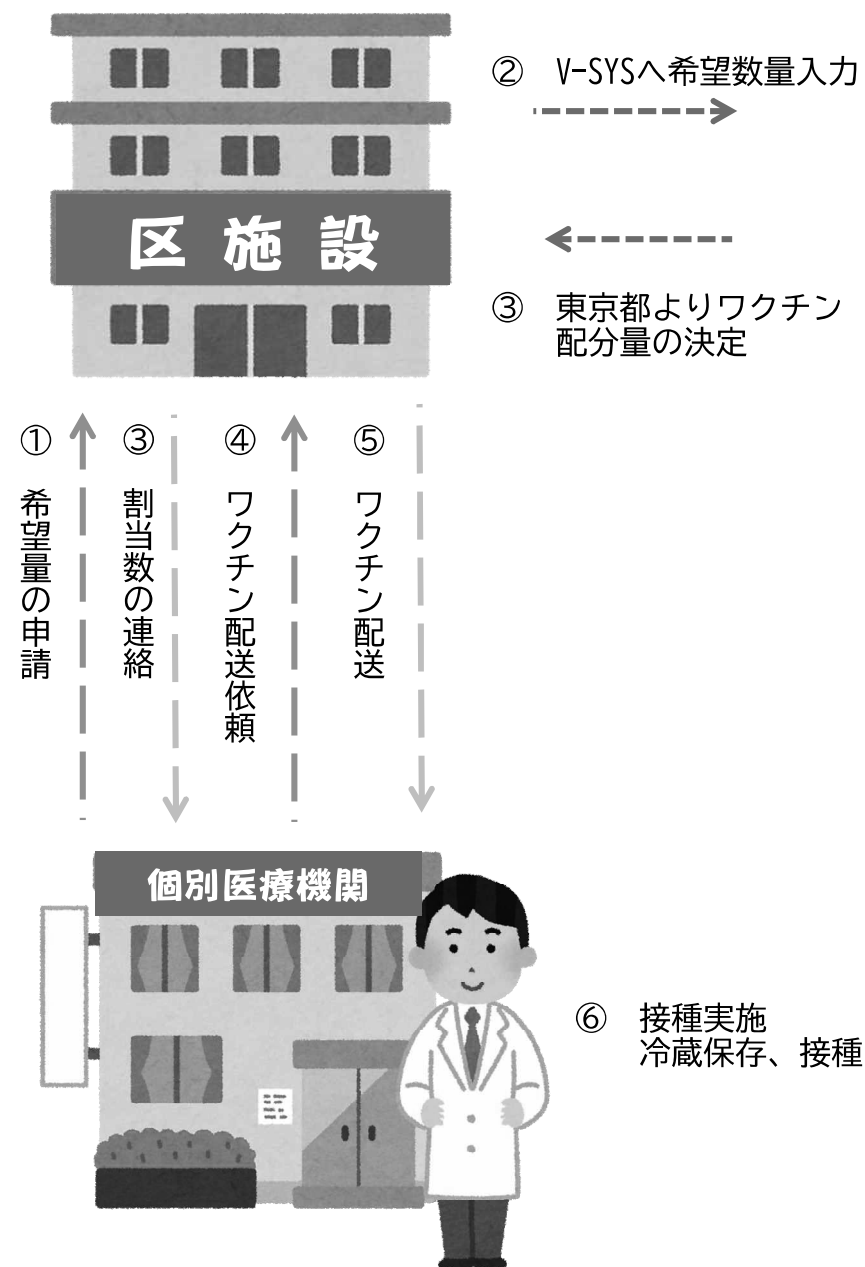
ワクチンの管理・分配・移送体制

～ 区施設での業務集約により効率化 ～

- ▶ ファイザー社製及びモデルナ社製ワクチンは、区施設を基本型接種施設とし、ワクチンの管理・分配・移送にかかる個別医療機関の**事務作業・人的負担を軽減**
 - ▶ ワクチンの管理・分配・移送にあたっては、医薬品等の輸送実績が多数ある民間事業者
者に委託し、安全・安心で確実な移送を実現
- ⇒ **接種に協力していただくすべての医療機関が、ワクチンの接種に専念でき、より安全な環境で、区民が接種を受けることのできる体制を構築**

ワクチンの管理・分配・配送の流れ

- ① 【個別医療機関】 ワクチン希望量を中野区へメールにて申請
- ② 【中野区】 希望数をV-SYSへ発注入力
- ③ 【中野区】 都からのワクチン供給量の決定後、個別医療機関へワクチン割当数を連絡
- ④ 【個別医療機関】 割当数をもとに予約受付、ワクチン配送依頼を中野区にメール
- ⑤ 【中野区】 配送依頼をもとにワクチンを小分けし、区施設から3時間以内に配送
- ⑥ 【個別医療機関】 配送を受けたワクチンを冷蔵保存、接種



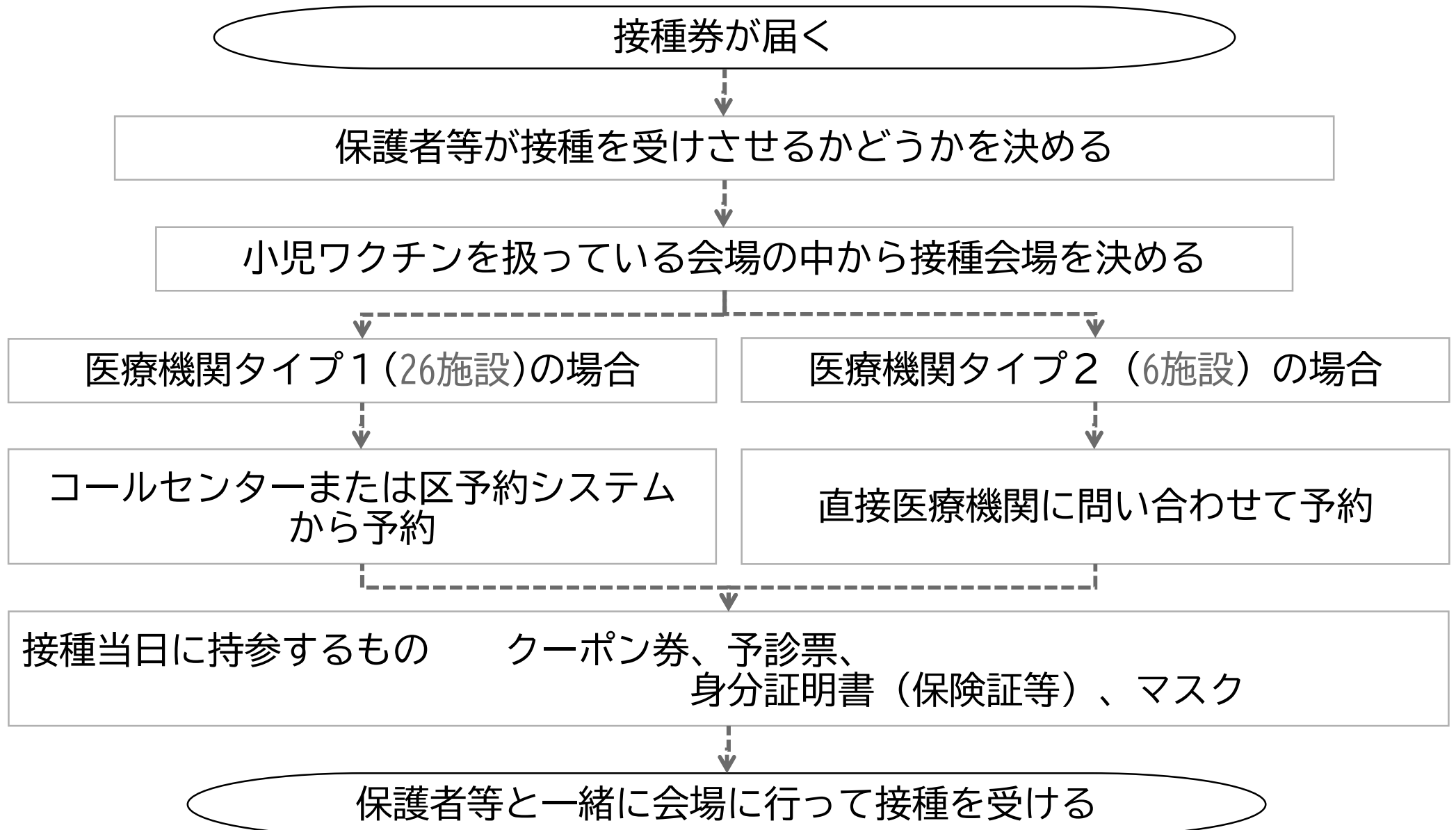
副反応への対応

～ 副反応が発生した場合の救急体制の確保 ～

- ▶ 接種会場では、救急用品準備、救護スペース確保、会場スタッフの役割分担、搬送先の医療機関を確認し、アナフィラキシー等が発生した場合の救急体制を整備
 - ▶ 予診票確認、問診により、ワクチン接種により稀に発生しうるアナフィラキシー等の発生リスクをできる限り減らす
 - ▶ 予防接種者の異変に気付いた医療スタッフは、状態を確認し、救護室へ移送
医師の診断の結果、必要に応じて薬剤の投与、救急車での救急搬送を行う
- ⇒ 区民がより安全な環境で、ワクチン接種を受けることのできる体制を構築

予約方法について

予約方法



予約WEBサイトの画面イメージ

1 アカウントの登録をする

① 予約システムにアクセスする

お持ちのパソコンやスマートフォンから新型コロナウイルスワクチン予約受付システムにアクセスします。



【URL: <https://v-yoyaku.jp/xxxxx-xxxxxx>】

② ログインする

同封されている接種券の「接種券番号」と接種されるかたの「生年月日」を入力してログインします。



接種されるかたの生年月日

③ メールアドレスの登録

メールアドレスを入力し「確認メールを送信する」をクリックします。入力したメールアドレスに確認メールが届きます。

④ 受信メールのURLにアクセス

受信メールのURLにアクセスし、再度「接種券番号」と「生年月日」を入力します。



⑤ アカウント情報の入力

接種されるかたの情報を入力します。
※自治体の設定により表示項目は異なります。
※登録した内容はマイページから変更可能です。

アカウント登録完了

マイページが表示されます。



予約手順は次頁へ

予約WEBサイトの画面イメージ②

2 予約をする

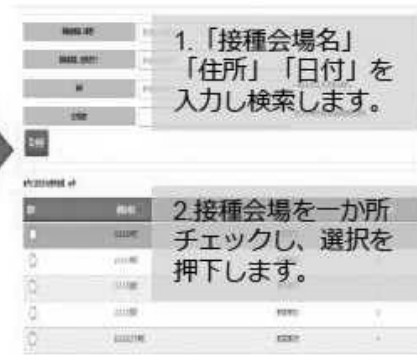
① マイページから予約画面へ
ログイン後、マイページの「予約・変更する」を押下します。



② 接種会場の選択
接種会場の選択を押下します。



③ 接種会場の検索
条件を入力し、接種会場を検索・選択します。



④ 予約日時の選択
予約日を選択し、予約時間を選択します。



○ 余裕あり
△ 空きあり (30%以下)
× 空きなし

5 予約登録

選択内容を確認し、1回目または2回目のいずれかを選択して予約を確定します。



予約完了

予約が完了すると予約確認メールが届きます。



予約の取り消し

① マイページの「予約を取り消す」を押下します。



② キャンセルしたいものを選択し、予約を取り消します。



※1回目の予約を取り消すと2回目の予約も自動的にキャンセルとなります。

予約をキャンセルする

広報・相談体制について

相談・広報体制

○ 区民からの問い合わせ・相談

- ▶ 中野区新型コロナウイルスワクチン接種相談窓口（コールセンター）

TEL：0120-76-4040

（午前9時～午後7時 土日祝日含む毎日）

○ 区民への周知・広報

- ▶ なかの区報
- ▶ 中野区公式ホームページ
- ▶ 中野区公式SNS（Facebook, Twitter, LINE）
- ▶ 周知用チラシ等の掲示、配布